

「みなし共同事業」に係る事業所税について

事業所税は、都市の行う行政サービスと企業活動との間の受益関係を一定の外形標準によって課税しています。しかし、事業の経営形態は様々であり、一律に外形標準によって課税することは、事業の経営形態の違いにより税負担に差異を生じさせることとなります。そこで、実質的な税負担の公平を図るため、「みなし共同事業」の規定（法701の32②）が設けられており、一定の要件のもとに申告し納付していただくことになっております。

この案内は、「みなし共同事業」の課税のしくみと申告の方法について、そのあらましを説明したものです。関係者の方々の深いご理解とご協力をお願いします。

一目でわかる事業所税（フローチャート）	P. 3
みなし共同事業	
(1) みなし共同事業とは	P. 4
(2) みなし共同事業の適用	P. 5
(3) 免税点の判定	P. 6
(4) 課税標準の算定	P. 6
(5) 「特殊関係者」・「特殊関係者を有する者」	P. 8
みなし共同事業に関する明細書の記載要領	P. 14
事業所税における都税事務所の所管区域一覧表（申告先）	P. 16

東京都主税局・都税事務所

参照条文等凡例

根拠法令名・参照条文等は、つぎのとおり略号をもって示してあります。

1 法令名

地方税法	法
地方税法施行令	令
地方税法施行規則	規
地方税法の施行に関する取扱いについて （市町村税関係）	取通（市）
東京都都税条例	条

2 条文の表示

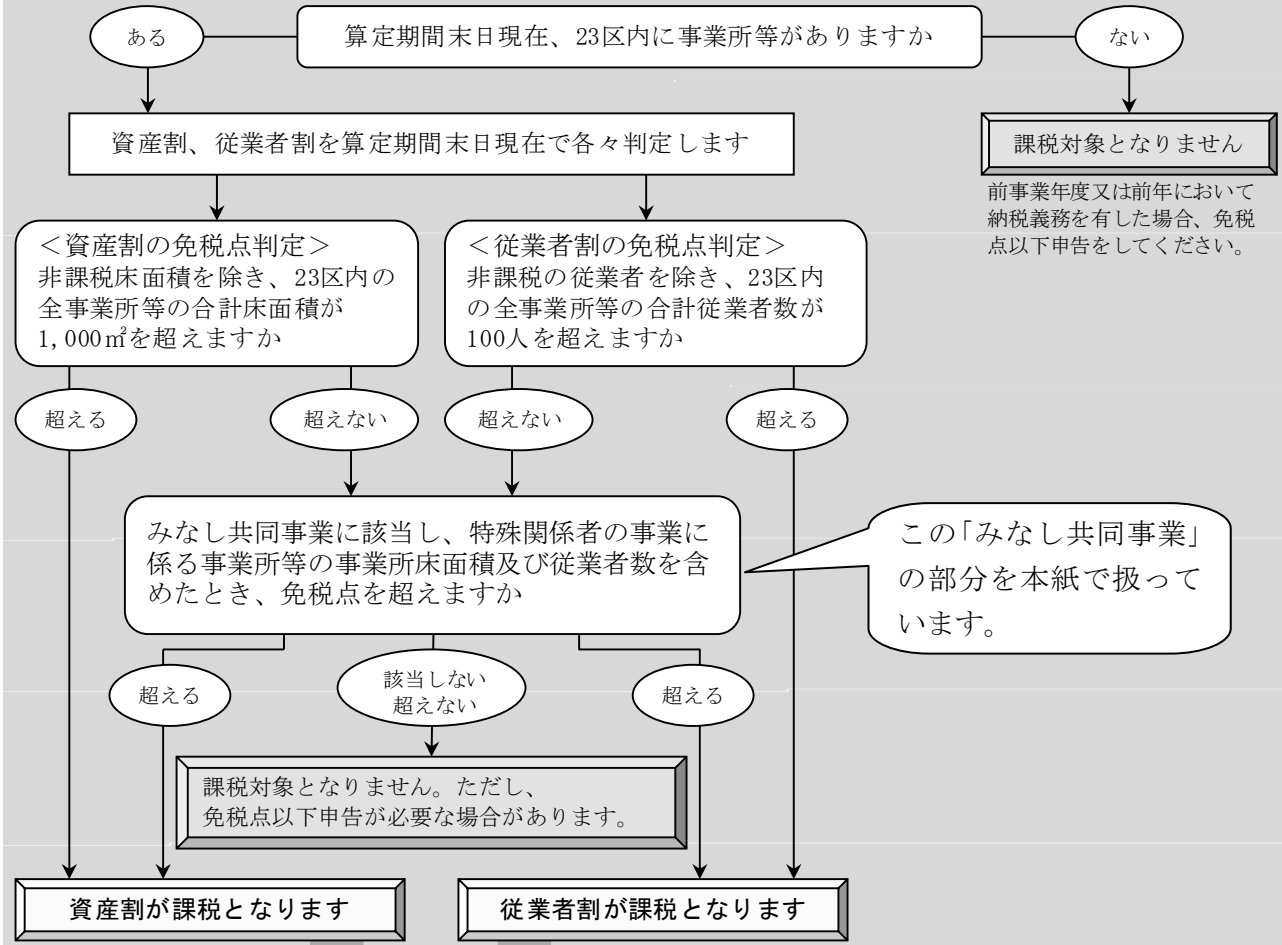
- （1） 条、項、号は算用数字で示します。
- （2） 項は算用数字を○で囲み、号は－（ハイフン）で示します。

（例）

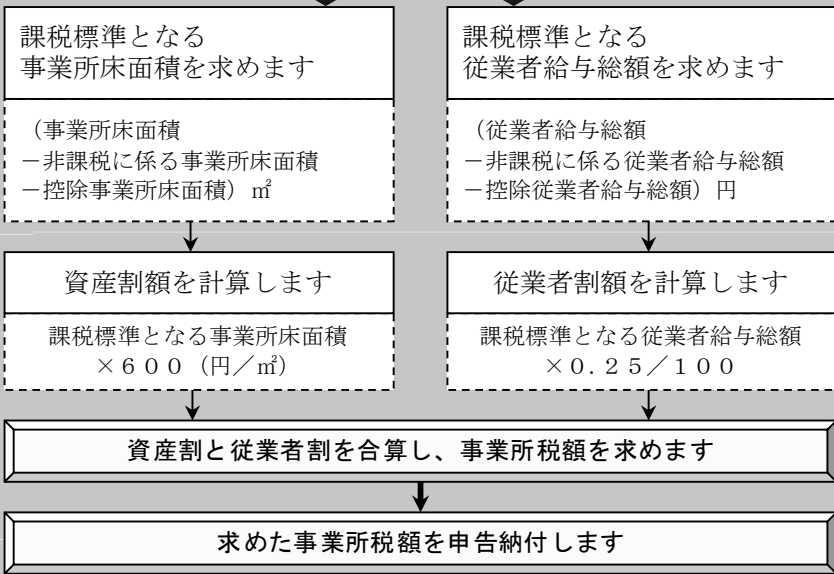
地方税法第 701 条の 40 第 2 項第 1 号	法 701 の 40②-1
地方税法第 701 条の 73 第 1 号	法 701 の 73-1

一目でわかる事業所税（フローチャート）

I 免税点判定（納税義務の有無の確認）



II 税額計算



みなし共同事業

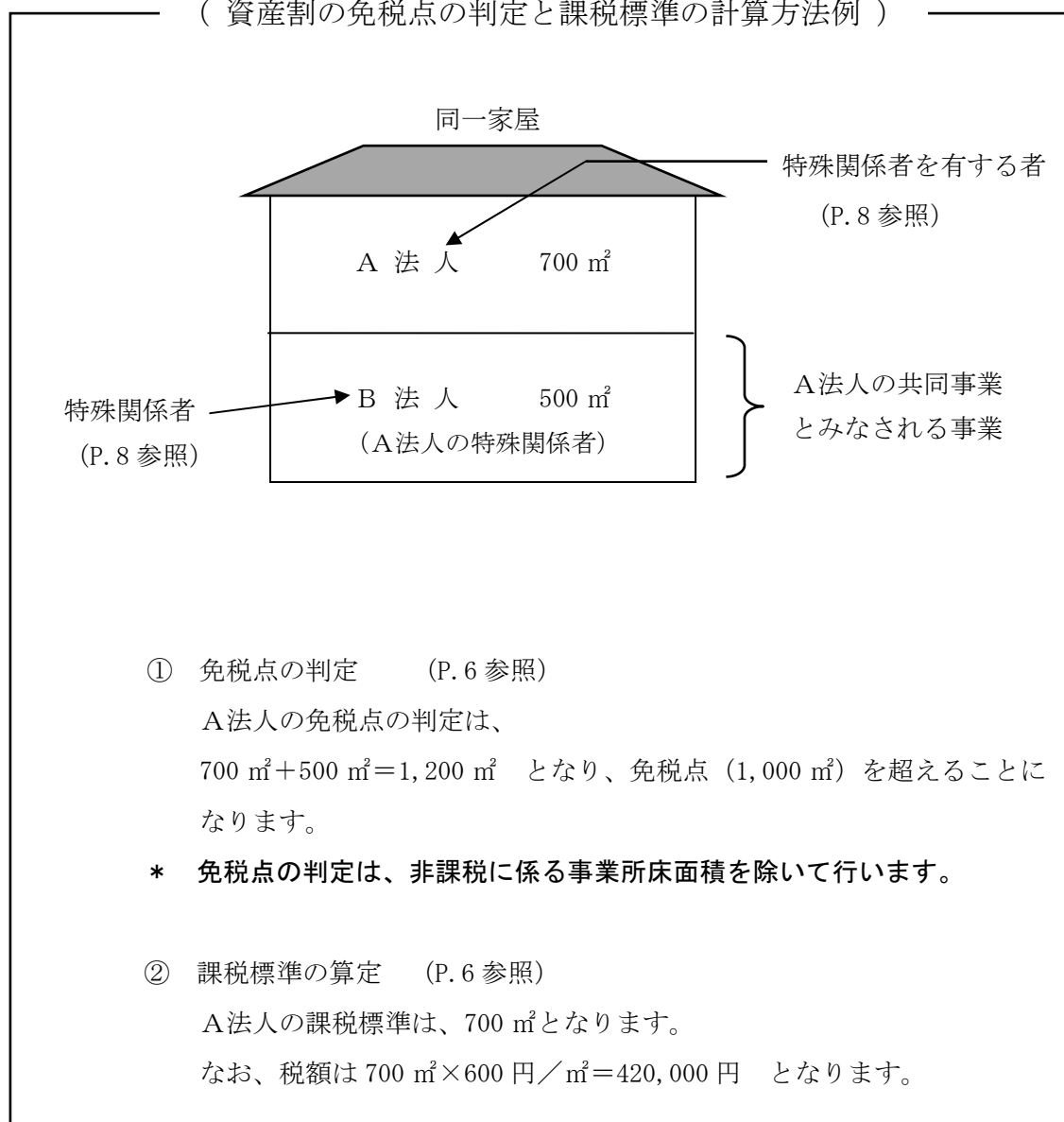
(1) みなし共同事業とは

事業者が親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社などの特殊関係者（詳しくは、P.8を参照してください。）を有していて、その事業者（特殊関係者を有する者）の事業と特殊関係者の事業とが同一家屋で行われている場合、その特殊関係者の事業は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負う制度です。

（法701の32②、取通(市)9章三(4)ウ）

また、事業を分割して別法人で行う場合のように、事業の経営形態が異なることで税負担に不均衡が生じないように特殊関係者を有する者について、特殊関係者の行う事業と合算して免税点判定を行うなどの特別の規定が設けられています。

（資産割の免税点の判定と課税標準の計算方法例）



(2) みなし共同事業の適用

同族会社等の特殊関係者を有する場合において、当該特殊関係者の行う事業が同一家屋で行われている場合（当該事業がその特殊関係者を有する者と意思を通じて行われているものでなく、かつ、事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合を除く。）は、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。

みなし共同事業に係る特殊関係者を有する者であるかどうか及び当該特殊関係者であるかどうかの判定は、個人にあっては個人に係る課税期間の末日、法人にあっては事業年度の末日の現況により行います。 (法 701 の 32②、令 56 の 21②⑤)

ア 同族会社

「同族会社」とは、法人税法第 2 条第 10 号に規定する同族会社をいいます。具体的には、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の 3 人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の 100 分の 50 を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその会社となります。なお、上記の「株式数等による判定」のほか、「議決権の数による判定」又は「社員の数による判定」により同族会社に該当する場合があります。

(法人税法 2-10、同法施行令 4)

イ 同一家屋

「同一家屋で行われている場合」とは、特殊関係者と特殊関係者を有する者又はその特殊関係者を有する者の他の特殊関係者の行う事業が同一家屋内で行われていることをいいます。

「同一家屋」とは、原則として同一棟をいい、別棟の建物は同一家屋とはしません。

ウ みなし共同事業の除外要件

「意思を通じて行われているものでなく」とは、同一家屋において事業を行うことについて、特殊関係者と特殊関係者を有する者との間に何ら意思の疎通もないと客観的に認められる場合をいいます。具体的には、都市再開発事業等の公共事業の施行に伴い権利床の取得等で結果的に同一家屋に同居することになる例があります。特殊関係者を有する者と特殊関係者が同一家屋において事業を行う場合は、原則として、意思を通じて行われているものと考えられます。

「事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合」とは、みなし共同事業の規定を適用しないで計算した場合と、みなし共同事業の規定を適用して計算した場合とを比較して、事業所税の負担が結果的に減少しない場合をいいます。

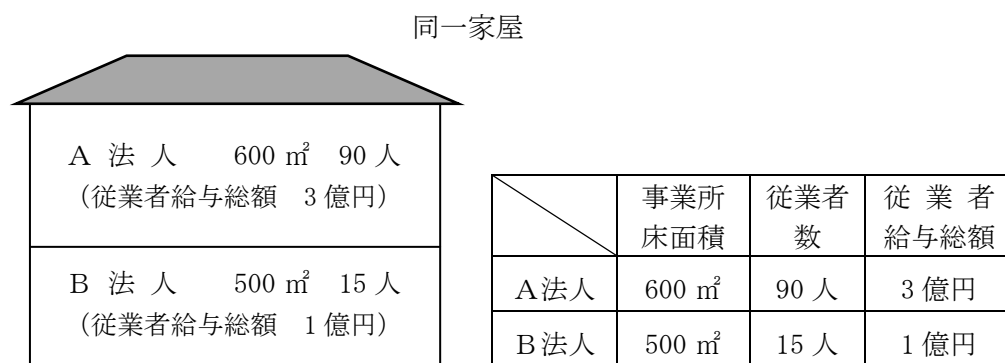
(3) 免税点の判定

特殊関係者を有する者の免税点の判定は、共同事業とみなされた事業のすべてを自己が単独で行うものとして、当該事業に係る事業所床面積又は従業者数と自己の事業に係る他の事業所床面積又は従業者数とを合算して行います。 (令56の75②)

(4) 課税標準の算定

共同事業とみなされる事業に係る課税標準の算定は、特殊関係者が単独で事業を行うとみなされますので、特殊関係者を有する者及び当該特殊関係者ともに、その共同事業について、損益分配の割合を乗じることとはせず、自己の事業のみに係る課税標準を算定します。 (令56の51②)

【例1】同一家屋にのみ事業所がある場合（他に事業所がない場合）



① B法人の事業が、A法人の「みなし共同事業」に該当する場合
(A法人が「特殊関係者を有する者」、B法人が「特殊関係者」に該当するとき)

判定対象者 (特殊関係者を有する者)	特殊関係者	区分	免税点の判定	課税標準
A法人	B法人	資産割	$600 \text{ m}^2 + (500 \text{ m}^2) = 1,100 \text{ m}^2$	600 m ²
		従業者割	$90 \text{ 人} + (15 \text{ 人}) = 105 \text{ 人}$	3億円
B法人	—	資産割	$500 \text{ m}^2 \leq 1,000 \text{ m}^2$	—
		従業者割	$15 \text{ 人} \leq 100 \text{ 人}$	—

* 資産割と従業者割について、A法人のみ免税点を超えます。

② A法人、B法人の事業が、相互に「みなし共同事業」に該当する場合
(A法人、B法人が相互に「特殊関係者を有する者」、「特殊関係者」に該当するとき)

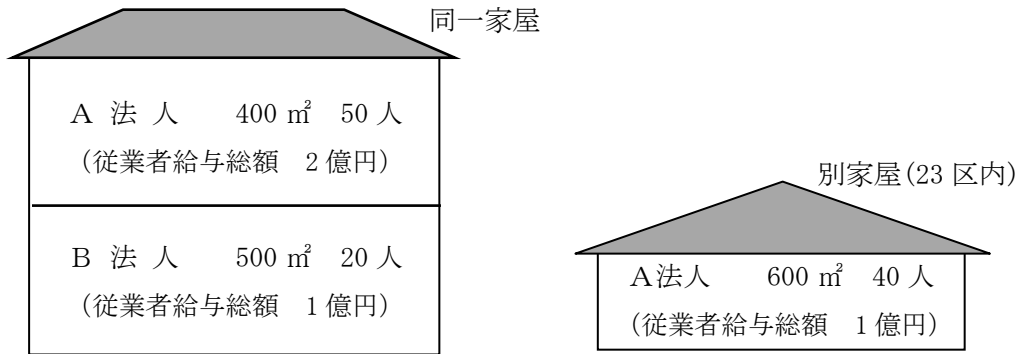
判定対象者 (特殊関係者を有する者)	特殊関係者	区分	免税点の判定	課税標準
A法人	B法人	資産割	$600 \text{ m}^2 + (500 \text{ m}^2) = 1,100 \text{ m}^2$	600 m ²
		従業者割	$90 \text{ 人} + (15 \text{ 人}) = 105 \text{ 人}$	3億円
B法人	A法人	資産割	$500 \text{ m}^2 + (600 \text{ m}^2) = 1,100 \text{ m}^2$	500 m ²
		従業者割	$15 \text{ 人} + (90 \text{ 人}) = 105 \text{ 人}$	1億円

* 資産割と従業者割について、A法人とB法人ともに免税点を超えます。

【例2】同一家屋以外に事業所がある場合

A法人、B法人の事業が相互に「みなし共同事業」に該当する場合

(A法人、B法人が相互に「特殊関係者を有する者」、「特殊関係者」に該当するとき)



		事業所床面積	従業員数	従業員給与総額
同一家屋	A法人	400 m ²	50人	2億円
	B法人	500 m ²	20人	1億円
別家屋	A法人	600 m ²	40人	1億円

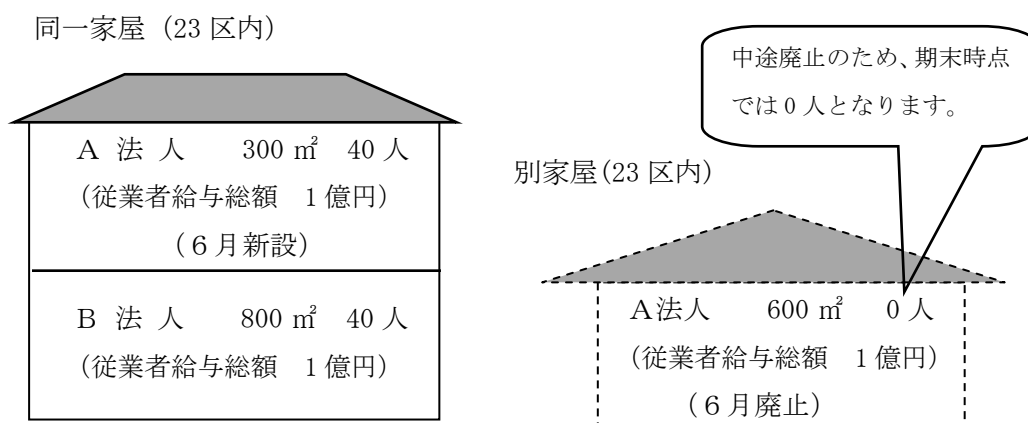


判定対象者 (特殊関係者を有する者)	特殊関係者	区分	免税点の判定	課税標準
A法人	B法人	資産割	$400\text{ m}^2 + 600\text{ m}^2 + (500\text{ m}^2) = 1,500\text{ m}^2$	1,000 m ²
		従業員割	$50\text{人} + 40\text{人} + (20\text{人}) = 110\text{人}$	3億円
B法人	A法人	資産割	$500\text{ m}^2 + (400\text{ m}^2) = 900\text{ m}^2 \leq 1,000\text{ m}^2$	—
		従業員割	$20\text{人} + (50\text{人}) = 70\text{人} \leq 100\text{人}$	—

* 資産割と従業員割について、A法人のみ免税点を超えます。

【例3】事業年度中途に、特殊関係者の事業所の存する家屋内に事業所を移転した結果、「みなし共同事業」に該当することとなった場合

(A法人(12/31決算)が「特殊関係者を有する者」、B法人が「特殊関係者」に該当するとき)



		事業所床面積	従業者数	従業者給与総額
同一家屋	A法人	300㎡	40人	1億円
	B法人	800㎡	40人	1億円
別家屋	A法人	600㎡	0人	1億円



判定対象者 (特殊関係者を有する者)	特殊関係者	区分	免税点の判定	課税標準
A法人	B法人	資産割	$300\text{㎡} + 800\text{㎡} = 1,100\text{㎡}$	450㎡^*
		従業者割	$40人 + 40人 = 80人 \leq 100人$	—
B法人	—	資産割	$800\text{㎡} \leq 1,000\text{㎡}$	—
		従業者割	$40人 \leq 100人$	—

* A法人の資産割のみ免税点を超えます。

※ 課税標準の計算： $(300\text{㎡} \times 6/12) + (600\text{㎡} \times 6/12) = 450\text{㎡}$

(5) 「特殊関係者」・「特殊関係者を有する者」

親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社^注で政令で定めるものを「特殊関係者」、これらの特殊関係者を有する個人又は法人を「特殊関係者を有する者」といいます。

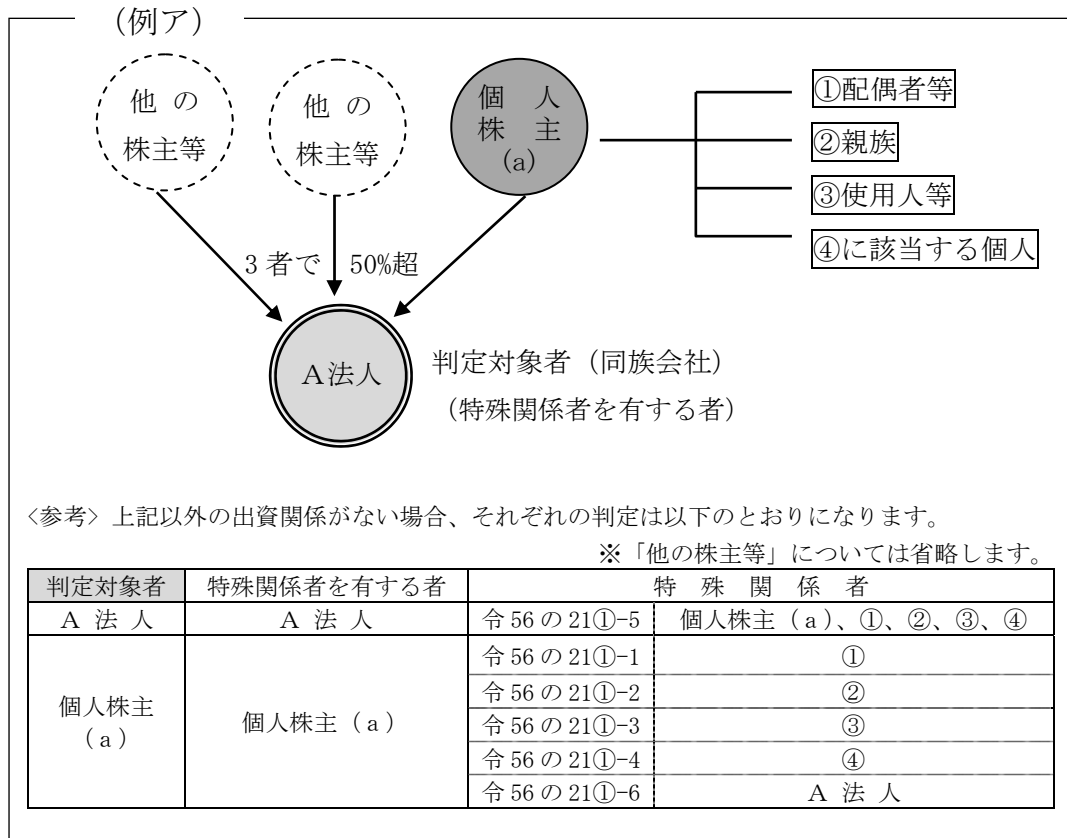
注 法人税法施行規則別表2「同族会社等の判定に関する明細書」の判定結果が、特定同族会社又は同族会社に該当する場合をいいます。

「特殊関係者」の範囲は、以下の区分の①から⑦までのいずれかに該当する者とされています（なお表中の「判定対象者」とは、「特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者」をいいます。）。（令56の21④）

区分（法令）		特殊関係者		例
①	令56の21④-1	個人	判定対象者の配偶者、直系血族、兄弟姉妹	
②	令56の21④-2	個人	①に掲げる者以外の判定対象者の親族（六親等内の血族及び三親等内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの	
③	令56の21④-3	個人	①、②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの	
④	令56の21④-4	個人	判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①、②に掲げる者を除く。）及びその者と①～③のいずれかに該当する関係がある個人	
⑤	令56の21④-5	個人	判定対象者が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人	ア
⑥	令56の21④-6	法人	判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社	イ ウ
⑦	令56の21④-7	法人	判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①～④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社 ※条文で、判定対象者（X）が同族会社である場合において、「その判定の基礎となった株主又は社員（a）（これらの者（a）と①～④までに該当する関係がある個人（b）及びこれらの者（a及びb）を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（c）を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（Y）」を特殊関係者としていますので、判定対象者（X）にとって、上記a、b及びcの全部又は一部のみを判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（Y）が特殊関係者となることになります。	エ オ カ

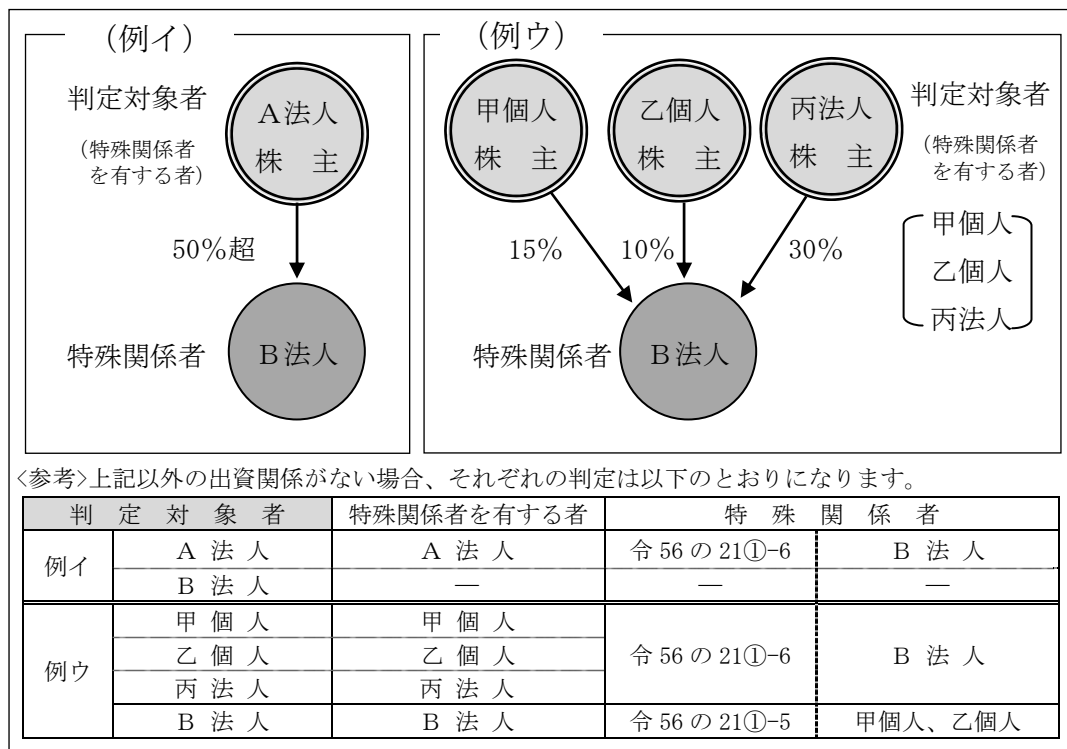
【P.9 区分⑤の例】

判定対象者が同族会社である場合、その判定の基礎となった株主又は社員である個人(下記図の(a))及びその者と前記①から④までのいずれかに該当する関係がある個人 (令56の21①-5)



【P.9 区分⑥の例】

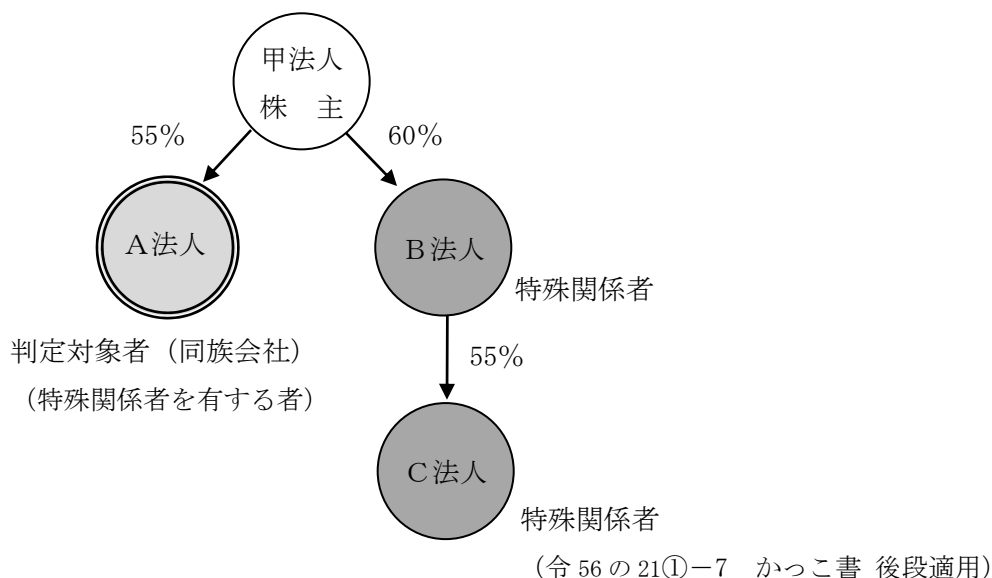
判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社 (令56の21①-6)



【P.9 区分⑦の例】

判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と前記①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社^注 (令 56 の 21①-7)

(例エ)



<判定対象者をA法人とした場合>

特殊関係者を有するもの→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲法人を判定の基礎として同族会社（甲法人のみで株式の50%超を保有）に該当する会社

特殊関係者→C法人

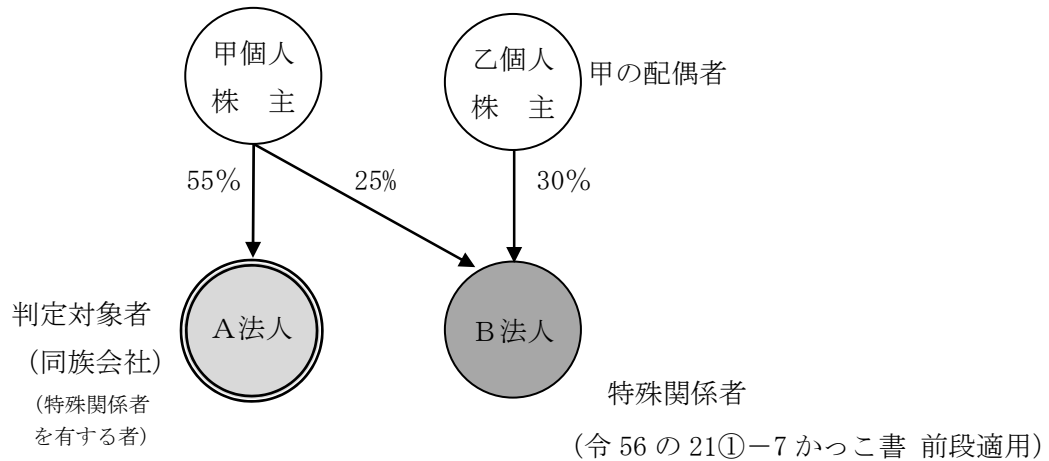
甲法人を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（B法人）を判定の基礎として同族会社（B法人のみで株式の50%超を保有）に該当する会社（令第56条の21第1項第7号かつこ書による）

<参考>上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
A法人	A法人	令56の21①-7	B法人、C法人
B法人	B法人	令56の21①-6	C法人
		令56の21①-7	A法人
C法人	—	—	—
甲法人	甲法人	令56の21①-6	A法人、B法人

注 「その判定の基礎となった株主又は社員の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社」とは、ある会社が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主等を他の同族会社の判定の基礎となる者とするとき、その株主等が他の同族会社の株式の50%超を保有していることをいいます。

(例才)



<判定対象者をA法人とした場合>

特殊関係者を有する者→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲個人及び甲個人の配偶者 (P.9の表中①に該当する関係)である乙個人を判定の基礎として同族会社(甲、乙で株式の50%超を保有)に該当する会社

特殊関係者→甲個人 (令 56 の 21①-5 該当)

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である個人

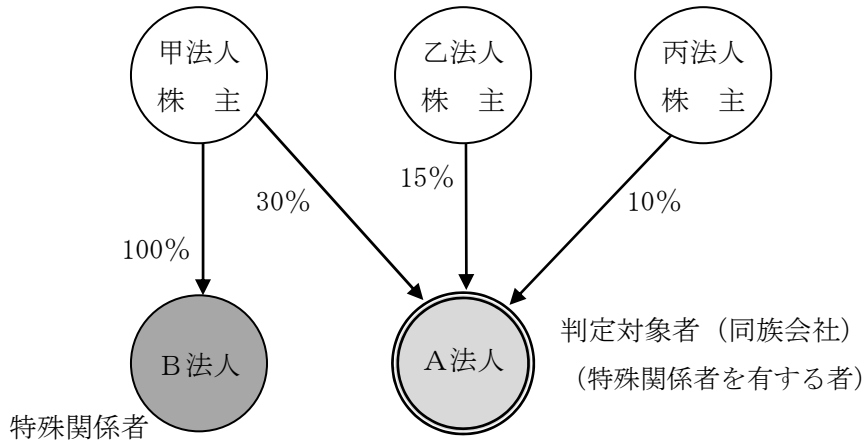
特殊関係者→乙個人 (令 56 の 21①-5 該当)

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲個人の配偶者

<参考>上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
		令 56 の 21①-5	令 56 の 21①-7
A 法人	A 法人	甲個人、乙個人	B 法人
		甲個人、乙個人	A 法人
B 法人	B 法人	乙個人	A 法人、B 法人
		甲個人	B 法人
甲 個人	甲 個人	甲個人	B 法人
		乙個人	
乙 個人	乙 個人	甲個人	
		乙個人	

(例カ) 一方のみ特殊関係者となる場合



<判定対象者をA法人とした場合>

特殊関係者を有する者→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主 (甲法人・乙法人・丙法人) の一部である甲法人を判定の基礎として同族会社 (甲法人のみで株式の 50%超を保有) に該当する会社

* B法人を判定対象者としたときは、B法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲法人のみでは同族会社 (甲法人のみで株式の 50%超を保有) に該当する他の会社がないため、特殊関係者は存在しません (P. 11(注)参照)。

<参考>上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
A法人	A法人	令56の21①-7	B法人
B法人	—	—	—
甲法人	甲法人	令56の21①-6	A法人、B法人
乙法人	乙法人	令56の21①-6	A法人
丙法人	丙法人		

みなし共同事業に関する明細書の記載要領

「みなし共同事業」に該当する事業所等がある場合は、「みなし共同事業」に係る特殊関係者等の必要事項を「みなし共同事業に関する明細書」に記載して、申告書とあわせて提出してください。

なお、この「みなし共同事業」に係る部分は共同事業者が連帯して納付の義務を負うことになります。(法 10 の 2)

< 設 例 >

みなし共同事業に係る事業所等の所在地：中央区〇〇 3-5-1 (□□ビル)
 申告者：〇〇商事株式会社

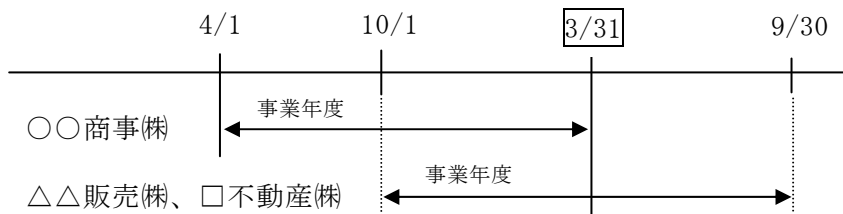
〇〇商事株 (特殊関係者を有する者) 事業所床面積：700 m ² 従業者数：80 人
△△販売株 (特殊関係者) 事業所床面積：400 m ² 従業者数：20 人
□不動産株 (特殊関係者) 事業所床面積：400 m ² 従業者数：20 人

< 注意事項 >

「みなし共同事業に関する明細書」は、申告者の課税標準の算定期間の末日の現況で記載してください。

(例)

	決算期	明細書記入上の基準日
特殊関係者を有する者 (〇〇商事株)	3 月 31 日	3 月 31 日
特殊関係者 (△△販売株、□不動産株)	9 月 30 日	3 月 31 日



* 上記の例では、△△販売株、□不動産株のいずれも 3 月 31 日時点の事業所床面積、従業者数を記載してください。

みなし共同事業に関する明細書

1

2 (1 以外の家屋においても、みなし共同)

(1)		所在地	1 中央区〇〇3-5-1		事業所床面積 (2)の合計	1500.00	㎡
(2)		ビル名	□□ビル		従業者数 (2)の合計	120	人
氏名又は 名称	2 〇〇商事株式会社	法人の代 表者氏名	4 〇〇□□		事業所 床面積	5	㎡
住所又は 所在地	3 中央区〇〇3-5-1 (電話 3〇〇〇-XXXX)				従業 者数	6	人
氏名又は 名称	△△販売株式会社	法人の代 表者氏名	△△〇〇		事業所 床面積	400.00	㎡
住所又は 所在地	中央区□□2-6-1 (電話 3△△△-XXXX)				従業 者数	20	人
氏名又は 名称	□不動産株式会社	法人の代 表者氏名	〇〇△△		事業所 床面積	400.00	㎡
住所又は 所在地	港区△△5-36-5 (電話 3□□□-XXXX)				従業 者数	20	人
氏名又は 名称		法人の代 表者氏名			事業所 床面積		㎡
住所又は 所在地	(電話)				従業 者数		人
氏名又は 名称		法人の代 表者氏名			事業所 床面積		㎡
住所又は 所在地	(電話)				従業 者数		人
氏名又は 名称		法人の代 表者氏名			事業所 床面積		㎡
住所又は 所在地	(電話)				従業 者数		人

<注> この明細書は、地方税法第701条の3第2項の規定により、共同事業とみなされる事業を行う場合に記載し、申告書に添付してください。

- 1 [所在地] 「みなし共同事業」に該当する建物の所在地を記載してください。
- 2 [氏名又は名称] 1 段目には「特殊関係者を有する者」(この記載例では「〇〇商事株式会社」となります。)を、2 段目以下には「〇〇商事株式会社」の「特殊関係者」を記載してください。
- 3 [住所又は所在地] 23 区内の主たる事業所等の所在地を記載してください。
- 4 [法人の代表者氏名] 法人の業務を主宰する方の氏名を記載してください。
- 5 [事業所床面積] 非課税に係る事業所床面積を除いた事業所床面積を記載してください。
- 6 [従業者数] 非課税に係る従業者、役員以外の高齢者及び役員以外の障害者を除いた従業者数を記載してください。従業者数に著しい変動がある場合は、所管都税事務所までお問い合わせください。
- 7 みなし共同事業を行う家屋が他にもある場合は、こちらに同様に記載してください。

事業所税における都税事務所の所管区域一覧表（申告先）

都税事務所	所在地	電話（代表）	所管区域
千代田都税事務所	〒101-8520 千代田区内神田2-1-12	(03)3252-7141	千代田区・文京区 北区・荒川区 足立区
中央都税事務所	〒104-8558 中央区入船1-8-2	(03)3553-2151	中央区・台東区 墨田区・江東区 葛飾区・江戸川区
港都税事務所	〒106-8560 港区麻布台3-5-6	(03)5549-3800	港区・品川区 大田区
新宿都税事務所	〒160-8304 新宿区西新宿7-5-8	(03)3369-7151	新宿区・目黒区 世田谷区・渋谷区 中野区・杉並区 豊島区・板橋区 練馬区

ご不明な点がありましたら、所管都税事務所までお問い合わせください。

なお、主たる事業所等が所在する区の都税事務所でも申告書等の受付を行います。

また、都税事務所や東京都主税局のホームページに申告書、手引などを用意しておりますので、併せてご利用ください。

事業所税の電子申告・申請、電子納税のご案内

インターネットで、らくらく申告♪

事業所税の電子申告・申請、電子納税をご利用ください



利用開始の手続きはこちらから

ホームページ : <http://www.eltax.jp/>
ヘルプデスク : **0570-081459**

※一部IP電話等用の電話番号(上記の電話番号でつながらない場合)はeLTAXホームページをご確認ください。

ご利用時間につきましては、eLTAX ホームページをご覧ください。

「みなし共同事業」に係る事業所税について

平成30年10月31日 登録番号(30)33

編集・発行 東京都主税局課税部法人課税指導課

新宿区西新宿二丁目8番1号

ホームページアドレス <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

印刷所 株式会社 上野印刷所